

「以前契約した訪問販売会社が  
提訴した」というハガキが届いた



「ハガキには『放置した場合、給料や財産を差し押さえる』とあるが、身に覚えはない。どうすればいいか」との相談が入りました。

過去に利用した業者への未払いがあると思わせる架空請求の手口です。連絡すると、金銭を請求されたり、個人情報を知られたりします。慌てて連絡せず、無視してください。

心配なときは早めにご相談ください。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ